

大野市人口減少対策会議設置要綱

(平成27年3月30日告示第93号)

改正 平成29年3月28日告示第73号
平成30年3月26日告示第61号
平成31年3月31日告示第76号
令和2年3月26日告示第113号

(設置)

第1条 本市の将来人口推計の分析及び中長期的な将来展望を描く大野市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）並びに今後5年の地方創生及び人口減少対策の政策目標・施策を定める大野市総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び検証を行うため、大野市人口減少対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 対策会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び改訂並びに施策の指標検証及び改善提案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地方創生、人口減少対策等の施策の検討に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市区域内の公共的団体等の代表者
- (2) 専門分野における有識者等

3 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までの期間とする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 対策会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 総合戦略の改訂及び施策の改善提案等に向けて、専門的知見からの調査及び有効な対策を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に専門部会長及び専門部員を置く。

3 専門部会長及び専門部員は、委員長が指名する。

4 専門部会の会議は、専門部会長が必要に応じて招集し、専門部会長が議長となる。

5 専門部会は、対策会議において検討状況等を報告するものとする。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、企画総務部政策局総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第73号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第61号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第76号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第113号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。